

## 広報こさい広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広報こさいに掲載する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(規格及び掲載料)

第2条 広告の規格及び掲載料は、別表のとおりとする。

(掲載位置)

第3条 広告を掲載する位置は、表紙と最終ページを除く6ページ以内、各ページの最終段とする。

(掲載期間)

第4条 広告の掲載は、発行1回につき1段または半段を単位とし、複数月の掲載を可とする。

(掲載の募集)

第5条 広告の掲載の募集は、広報こさい、市ホームページ等により行うものとする。

(掲載の方法)

第6条 広告の掲載の順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に事業所を有する新規の広告掲載希望者
- (2) 市内に事業所を有する広告掲載希望者
- (3) 前2号に該当しない者

2 前項本文の規定にかかわらず、広告媒体を所管する課は、別に広告掲載する広告の順位を定めることができるものとする。

(掲載の申込み)

第7条 広告の掲載を申込みようとする者（以下「申込者」という。）は、湖西市広告掲載申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長が指定する期間内に提出するものとする。

(1) 広告原稿

(2) 事業者にあつては、当該事業の概要が分かる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 広告原稿案、デザイン案等は、掲載希望者の責任及び負担で作成するものとする。

(掲載決定等)

第8条 市長は、別に定める基準に基づき、掲載の可否を決定する。この場合において、掲載希望者が広告募集の規定数を超えているときは、次に定めるところにより決定する。

(1) 第6条の規定による広告掲載の優先順位による。

(2) 前号の規定によっても決定することができないときは、抽選又はあらかじめ規定した方法

2 市長は、掲載の可否を決定したときは、湖西市広告掲載決定通知書(様式第2号)又は湖西市広告非掲載決定通知書(様式第3号)により申込者へ通知するものとする。

(掲載料の納付)

第9条 広告の掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、掲載料を前納するものとする。ただし、4月掲載分はこの限りでない。

(譲渡等の禁止)

第10条 広告主は、広報こさいに広告を掲載する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(掲載の取下げ)

第11条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げる場合は、書面により市長に申し出るものとする。

(掲載料の還付等)

第12条 掲載料は、還付しないものとする。ただし、広告主の責めによらない事由により、掲載することができなかつたときは、広告主は、既納の掲載料の還付を請求できるものとし、市長は、掲載することができなかつたことによる損害その他の責任を負わないものとする。

2 前項ただし書の規定による掲載料の返還は、掲載をしなかつた月について行い、還付する掲載料には、利子を付さない。

3 掲載料の還付の請求は、湖西市広告掲載料還付請求書（様式第4号）により行うものとする。

（広告主の責務）

第13条 広告主は、広報こさいに掲載した広告に関して次に掲げる責務を負うものとする。

(1) 広告に係る製品、サービス等について全責任を負うこと。

(2) 広告の内容又はその変更により第三者に損害等が生じた場合には、広告主の責任及び負担により解決するとともに、当該広告に起因して湖西市に損害が生じたときは、その損害を賠償すること。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表（第2条関係）

規格	掲載料（円）	
	市内事業者	市外事業者
1段（タテ45mm×ヨコ165mm）	10,000	20,000
半段（タテ45mm×ヨコ80mm）	5,000	10,000

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

様式第2号（第8条関係）

様式第3号（第8条関係）

様式第4号（第12条関係）

